

県南広域振興局長告示第50号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成26年4月4日

県南広域振興局長 遠藤達雄

位置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
胆沢郡金ヶ崎町西根寺下950番1の一部及び951番の一部並びに950番1地先認定外道路の一部	51.90	6.00	平成26年3月10日

備考 関係図書は、県南広域振興局土木部及び金ヶ崎町役場に備えておいて縦覧に供する。